

平成 5年12月策定
平成13年 9月変更
平成17年12月変更
平成18年 4月変更
平成22年 3月変更
平成23年 3月変更
平成26年 6月変更
平成29年 8月変更
令和 3年 8月変更
令和 5年 6月変更
令和 7年12月変更

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

令和7年（2025年）12月
熊 本 県

目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	-1-
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	-4-
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	-4-
第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	-5-
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	-7-
第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	-7-
第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	-11-
別表1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	-12-
別表2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	-21-

第1 農業経営基盤の強化に関する基本的な方向

1 現状と課題

本県は平坦地から高冷地まで恵まれた立地条件を活かして多彩な農畜産物をバランスよく生産し、令和5年（2023年）農業産出額は全国第5位で全国屈指の農業を展開しています。

本県の農業経営体数や基幹的農業従事者数は、全国でも上位にあるもののいずれも減少傾向にあり、基幹的農業従事者数のおよそ6割が65歳以上で高齢化も進展しています。

このような中、本県農畜産業を維持・発展させていくためには、新規就農者はもとより、認定農業者や地域営農組織などの担い手を確保・育成するとともに、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要です。また、新規就農者は、親元就農も含めた多様な就農ルートや就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となつたきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る必要があります。

さらに、労働力が不足する中、効率的かつ生産性の高い農畜産業経営の確立を目指し、スマート農業技術の導入や、地域計画の実現に向けた農地集積・集約化を促進するとともに、水田はもとより畠や樹園地における農地整備・生産基盤の強化を進め、農地の適切な利用を図っていく必要があります。

また、熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画に基づき、土づくりを基本としたくまもとグリーン農業とCO₂ゼロエミッション化を推進するとともに、県民の理解と協力を得る取組みを進め、「環境にやさしい農業」と「稼げる農業」の両立を実現させる必要があります。

2 基本的方向

このような課題に対応し、本県の基幹産業である農畜産業の持続的な発展を図り、かつ、平時から日本の食料安全保障の中核を担っていくためには、農畜産業が持つ可能性を十分に発揮していくことが必要です。そのため、生産・加工から販売に至るまでの過程を磨き上げ、高付加価値化などによる「稼げる農畜産業」の実現とともに、食文化の視点で観光や商工との連携も図り、「食のみやこ熊本県」の創造に向けた新しい取組みが必要です。

そのため、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成、認定農業者等の経営発展、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組みを強化し、将来の農畜産業の生産を支える担い手の確保・育成を図ります。併せて、スマート農業技術の現地実装加速化、農地の大区画化・汎用化などによる生産性向上に加え、生産から販売までの工程の磨き上げ、販売力強化、6次産業化などの高付加価値化の取組みを強化し、更なる稼げる農畜産業の実現を目指します。

このため、他産業の所得や労働時間、さらには、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示するとともに、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に実施します。

また、SDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図ります。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

他産業の所得や労働時間、さらには、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、労働時間が従事者1人当たり年間2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる従事者1人当たり概ね450万円以上を確保することができるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指します。

(2) 目標を達成するための施策の方向

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

市町村など関係機関・団体と連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導を図ります。また、農業経営における収益配分及び経営方針・計画の決定など家族内での経営上の位置づけを明確化する家族経営協定の推進を図るとともに、農業経営改善計画の共同申請を推進し、女性認定農業者の経営参画を図ります。

認定農業者に対しては経営改善のため、長期経営計画の作成や規模拡大、雇用型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援します。

農業法人については、経営形態や経営規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保円滑化のための就労環境整備など経営基盤の強化を図るとともに、親族のほか従業員など第三者を含めた次世代の経営を担う人材の育成を支援します。

また、熊本県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）をフル活用し、認定農業者や農業法人等の経営診断を行うとともに、経営改善や法人化を支援するため、専門家を中心とする支援チームを派遣し、経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成することに加え、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代に引き継ぐため、経営継承の啓発及び推進を図ります。

加えて、意欲ある農業者を対象に「くまもと農業アカデミー」や「くまもと農業経営塾」等を実施し、くまもと農業を担うトップリーダーを育成するとともに、地域農業の維持、発展をけん引する人材を育成していきます。

企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策と耕作放棄地の解消、地元雇用による地域活性化の一環として位置付け、参入する地域の農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行います。

イ 地域営農組織の育成

担い手が不足している地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、営農ビジョンづくりと合意形成を支援します。

組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、支援センターから支援チームを派遣し、経営診断などの助言指導を行い、地域営農組織の設立や法人化を支援します。

また、経営基盤を強化するため、水田のフル活用や作付けの団地化・ブロックローテーションの取組みを進めるとともに、組織の再編・統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大や、年間を通した仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援します。小規模な地域営農組織については、6次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組みを支援します。また、地域外との広域作業受託の取組みを支援します。

組織の設立に当たっては、合意形成の取りまとめ役となるリーダーを育成するセミナー等の開催や、持続的な経営を支えるため、事業戦略や労務などのノウハウ習得を支援し、組織をマネジメントできる人材を育成します。また、次世代のオペレーターを育成するための研修会を開催します。

ウ 農地の効率的な利用の促進

担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図ります。

特に、米、麦、大豆の生産性向上を図るため、営農類型により経営の方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域における合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図ります。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物ごとの集団化を進め、さらに果樹においては園地の面的集積も進めます。

農地の利用集積を円滑に推進するため、農地の大区画化などの基盤整備を進めるとともに、公益財団法人熊本県農業公社との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用し、利用権の設定や所有権の移転を促進します。

また、農地を「売りたい」「貸したい」という情報等を共通のプラットフォームの下で「見える化」し、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（くまもと水土里G I S）の利活用などを推進します。

エ 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

担い手の経営基盤の強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成として、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細かな支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組み強化を図ります。また、外国人材の受け入れや農福連携による障がい者の就業促進等に取り組み、多様な人材が活躍できる農業現場を拡大します。

担い手の減少や労働力不足が一層見込まれる中、スマート農業・DX技術の実装加速化、新品種・新技術の開発・普及、農地や農業用施設等の生産基盤強化などに取り組み、生産性の向上を図ります。また、引き続き、県産農畜産物が全国の消費者から選ばれるように生産技術の改善・向上、品質管理の徹底などの取組みによって競争力を強化し、将来にわたる安定生産と農業所得の向上につなげていきます。「食のみやこ熊本県」の創造に向け、県産農畜産物の魅力を発信するとともに、地産地消や6次産業化、有機農業、ブランド戦略等を複合的に推進し、農畜産物の高付加価値化・販売力強化を図ります。

「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」に基づき、有機農業をはじめとするグリーン農業や堆肥の広域流通、水田の有効活用の取組みを推進・高度化します。併せて、温室効果ガスの削減に向けた技術開発・普及等に取り組み、農業生産における環境負荷軽減を図ります。

また、自然災害、病害虫、家畜伝染病などの農業生産におけるリスクの高まりに対しては、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化や、病害虫・家畜伝染病の発生予防・まん延防止の対応強化などに取り組み、持続可能な生産体制の確立を図ります。

オ 中山間地域等の農村活性化

収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用を後押しし、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得の確保を図ります。また、多種多様な組織と連携しながら地域をコーディネートできる人材を育成するとともに、都市との関係人口の拡大などの取組みを促進し、豊かな農村の実現に

つなげます。更に、人口減少や高齢化に伴い、農地保全や地域コミュニティの維持が困難になることが危惧される地域においては、地元市町村等とも連携し、複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成も進めます。

農業インフラの保全活動をはじめ、美しい景観の保全や文化・コミュニティの維持・創造等を目的とした地域活動を支援し、農畜産物の生産だけでなく、農業の多面にわたる機能の増進を図ります。また、中山間地域は野生鳥獣による被害の多発が懸念される地域であることから、地域ぐるみで「生息環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせた対策を推進するとともに、捕獲されたイノシシやシカ等の野生鳥獣は地域資源としての利活用を図ります。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県における新規就農者数は、近年は減少傾向にあり、令和5年（2023年）5月から令和6年（2024年）4月までの新規自営就農者及び新規雇用就農者を合わせた新規就農者は376人となりました。

こうした中、国が掲げる新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本県農業の持続的な発展に向け、雇用就農者を含む新規就農者を年間490人確保することを目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従事者1人あたり250万円程度を目指します。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組み

今般の新規就農者は、新規学卒だけでなく、他産業に一度従事したUターンや定年帰農、非農家からの新規参入など就農ルートが多様化しており、また、就農形態も独立・自営就農や経営継承のほか、農業法人への雇用就農など様々な態様となっています。

これらを踏まえ、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となつたきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図ります。併せて、小・中・高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組みを実施します。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標は、別表1のとおりです。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2の（3）に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に熊本県で展開されている優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型は別表2のとおりです。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村及び地域社会を維持していくことが重要です。このため、生産性と収益性が高く、持続的で発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要があります。

そこで、本基本方針第1に即して、認定農業者や認定新規就農者、地域営農組織等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援します。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、親元就農に加え、新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等に関する研修の実施、地域ごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施します。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施します。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行います。

このほか、本県における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、外国人材や障がい者等のあらゆる人材を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な「人材」の総結集による総合的な人材確保に取り組みます。

2 熊本県農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、本県の農業を担う者の確保及び育成を図るため支援センターを設置します。

なお、本県では、熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課（以下、「担い手支援課」という。）を支援センターの実施主体として、一般社団法人熊本県農業会議を支援センターの業務を行う拠点として位置付け、農業経営に関する助言・指導・情報提供、就農等希望者の相談・情報提供、市町村等への紹介等を行います。

また、これまで地域の実情に応じた相談対応等を担ってきた熊本県広域本部・地域振興局農業普及・振興課（以下、「広域本部・地域振興局」という。）を、地域相談窓口として位置づけ、支援センターと強力に連携し、継続的なフォローアップも含めた支援を行います。

支援センターの業務は以下のとおりとします。

- (1) 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
 - (2) 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
 - (3) 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
 - (4) 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整
- 支援センターの運営にあたっては、担い手支援課が運用規定を定め、統括を行い、支援センターは、県関係機関、市町村、農業協同組合等と相互に連携して農業を担う者のサポートを行います。

3 県が主体的に行う取組み

農業を担う者を幅広く確保するため、県が主体的に行う取組み及び支援は次のとおりとします。

- (1) 支援センターなど関係機関と連携して、県の農業の魅力、市町村・地域ごとの受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。
- (2) 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、市町村等と連携して巡回指導等を行う。
- (3) 広域本部・地域振興局は支援センターとしての機能を担う体制に参画し、専門家等と連携した経営管理の合理化や経営改善、法人化・経営継承・労働環境整備等の課題に対して、継続的な経営支援に取り組む。
- (4) 新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。
- (5) 農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

4 関係機関との連携の考え方

支援センターは、県関係機関、市町村、農業協同組合等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農・経営相談や経営の移譲を希望する農業者情報収集及び関係機関への情報提供、青年農業者確保育成活動等を推進します。

5 就農等希望者のマッチング及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町村は、区域内の就農受入組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、都道府県及び支援センターに情報提供します。

支援センターは、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供します。また、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者か

ら就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村の担当者等に紹介します。

支援センター及び広域本部・地域振興局は、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行います。市町村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行います。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

令和12年（2030年）における効率的かつ安定的な農業経営を営むもの（認定農業者及び地域営農組織）に対する農用地の利用集積に関する目標は、農用地の利用に占める面積のシェアで70%程度とします。

また、県内において策定された地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、県等が一体となって農用地の利用調整に取組み、農地中間管理機構を軸としながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。加えて、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進に加えて、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図ります。

なお、このシェアは、それぞれの地域においては、それぞれの地域の土地基盤の整備の状況や中山間地等の条件不利地等の農業構造の状況に即して、達成可能な目標値とすべく、柔軟に設定できるものとします。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2及び第3で示すような経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営体の育成とこれら経営体が地域の農用地利用に占めるシェアの目標を達成するため、地域の特性に応じた農地集積の取組みを積極的に進めます。

このため、県は、一般社団法人熊本県農業会議、熊本県農業協同組合中央会、公益財団法人熊本県農業公社、熊本県土地改良事業団体連合会、熊本県担い手育成総合支援協議会、市町村、農業委員会、土地改良区など、関係団体との連携のもとに、地域計画推進事業及び農地中間管理事業などを柱として、農業経営基盤強化の促進のための措置を実施します。

1 農業経営改善計画認定制度の推進と認定農業者への支援

（1）農業経営改善計画認定制度の推進に向けた取組み

広域本部・地域振興局、市町村、農業委員会、農業協同組合など、関係機関が連携しながら、農業経営の改善を計画的に進めようとする場合又は新たに農業経営を開始する場合、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しては、認定農業者制度の周知を図り、

農業経営改善計画の策定に関する適切な助言・支援を行います。

なお、市町村等は、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、広域本部・地域振興局等関係機関や支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士等の専門的な知識を有する者などから意見を聴取します。

(2) 認定農業者への支援

農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、当初計画の実践結果の点検・評価を支援します。その中で、当初計画を達成した者には、さらなる向上に資するため、新たな計画の作成について支援を行い、当初計画を達成できなかつた者には、計画未達成の要因分析や課題解決方法の検討を行い、これらを反映した新計画の作成について支援を行います。この際、地域相談窓口である広域本部・地域振興局は課題解決に向けて継続的な経営支援に取り組み、必要に応じて支援センターと協力することとします。

また、認定農業者に対しては、経営管理能力の向上に関する研修などを実施するとともに、資本装備の高度化、就業環境の改善などの支援措置を集中して実施します。

(3) 関係機関の役割分担

経営発展に向けた相談等については支援センター、経営相談・指導等継続的なフォローアップについては広域本部・地域振興局、市町村、農業協同組合など、各組織が役割を分担し、一体となって認定農業者の確保、育成に取り組みます。

2 利用権の設定等の推進

利用権の設定等については、地域計画の達成に資するよう、かつ、県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施による農用地の利用権の設定等を行うとともに、認定農業者などへの農用地の利用の集積を農作業受委託も含めた形で推進します。

3 農用地利用改善事業の促進

集落段階における話し合いによる合意形成を通じ、認定農業者などへの農用地の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活動の活性化を促進します。

また、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地域内農用地の受け手となり、その有効利用を図るための特定農業団体や特定農業法人の設立を促進します。

4 農地中間管理事業等の促進

農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化などの意欲の高い認定農業者などに対して農用地の利用集積及び面的集積を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする者に対して農業の技術又は経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業を推進します。

5 農作業受委託等の促進

農作業受委託は農業経営の実質的な規模拡大及び農地流動化への過渡的な側面が強いこ

とから、農業協同組合などと連携して、認定農業者などを核とした農作業受託組織の育成によりその積極的な推進を図るとともに、将来的にはこれらが農地中間管理事業等を活用した貸借へと進んでいくよう誘導します。

6 推進体制の整備

推進体制整備に当たっては、担い手育成総合支援協議会等の組織を整備しながら関係機関との連携を図ります。

県段階においては、農業団体等の関係機関との連携のもとに、農業経営の基盤の強化を促進するための施策を総合的に推進します。

また、広域本部・地域振興局においては、市町村、農業委員会、農業協同組合など、地域の関係機関・団体との連携を密にしながら、農業技術、経営管理、農地所有適格法人の設立・運営などに関する助言・支援の充実を図ります。

地域においては、市町村を中心に、関係機関・団体が一体となって、集落における農業者の徹底した話し合い活動を支援し、集落の農業の将来の方向、育成すべき農業経営の姿などを明確にしていきます。

7 農用地の利用条件の整備

地域の実態に即した基盤整備などを進め、圃場の大区画化や汎用化などを促進するとともに、農地中間管理機構と連携して、基盤整備を契機とした利用権の設定や農作業受委託などを促進します。

また、集落段階における農用地の利用調整活動を支援し、農用地の集団化を促進します。

8 新規就農者の確保・育成

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するために、次のとおり、従来にも増して積極的な取組みを進めます。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

ア 就農意欲の醸成及び就農希望者に対する情報提供

県段階において、支援センターを就農に係る総合相談窓口として就農相談員を設置し、ホームページやSNS、就農相談会、セミナー等の場を活用して、農業の魅力ややりがいを伝え、就農意欲の喚起につなげます。また、若い世代に対する就農促進の取組みとして、小・中学生には農業の魅力や現状を伝える体験学習等を実施します。さらに、県内の農業高校や農業大学校と連携して、就農に向けた農業教育の充実など時代の変化に応じた教育の充実を図ります。

地域段階（広域本部・地域振興局）においては、各地域に就農支援アドバイザーを設置し、就農希望者のニーズに応じた研修先、就農先の情報提供や就農相談会の開催、支援センターと連携して、借受け可能な農地、生産施設等の情報や栽培技術、経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行います。

また、農業法人への就業希望者に対して、ハローワークや支援センターをはじめとする職業紹介機能を有する機関等と連携しながら、就業情報の提供に努めます。

イ 技術習得のための支援

県内の農業協同組合、NPO法人などが主体となって県内全域に整備した認定研修機関

について、就農希望者が短期間で経営管理能力や生産技術が習得できるよう、研修機関や受入農家の指導能力向上を図り、研修内容を充実・強化します。

また、農業大学校において、農業を始めて間もない方やこれから本格的に農業を始めようとする方を対象として、それぞれの目的別に対応した実践的、体系的な就農研修に取り組みます。

さらに、農業法人への就業希望者に対しては、法人等が実施する農業生産技術や経営ノウハウ等の実践研修（OJT研修）を支援する雇用就農資金により、農業法人等への雇用促進を図ります。

ウ 県内の関係機関の役割分担

県は、支援センターを、就農促進のための拠点として位置付け、関係機関と連携して就農支援対策の推進を行います。

就農に向けた情報提供や就農相談、農業法人等への就業紹介等については支援センター、技術や経営ノウハウの実践的な研修については農業大学校や地域・広域の県認定研修機関、就農後の営農指導等フォローアップについては広域本部・地域振興局、市町村、農業協同組合及び認定農業者や指導農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担し、一体となって新規就農者の確保、育成に取り組みます。

（2）定着に向けた取組み

就農希望者の研修から就農定着まで一貫したサポートにより、地域における新規就農者の確保、定着を図ります。

特に、農業以外から就農する新規参入者の定着を促進するため、JAやNPO法人等での研修修了後の経営が不安定な期間における農地や施設等の確保、栽培技術や経営知識を習得する取組みを支援するとともに、支援センターと連携し農地や生産施設等の継承資源の活用による円滑な就農定着を支援します。

また、経営開始に当たって、地域計画への位置付けを促すとともに、国の経営開始資金や青年等就農資金を積極的に活用し、就農初期の収入が不安定な期間の経営安定を支援します。

さらには、新規就農者が地域の担い手として定着できるよう、就農後の定着状況を把握するとともに、各地域の広域本部・地域振興局を中心にJA等の関係機関や就農支援アドバイザーと連携し、栽培技術や経営面の個別指導に加え、新規就農者等を対象とした講習会や新規就農セミナー等を行うなど、地域における濃密なフォローアップを行います。

（3）新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組み

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図り、認定新規就農者への誘導を図ります。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、広域本部・地域振興局、JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行います。

また、当該農業者が安定した農業経営を実践し、さらに、農業経営改善計画の作成を推進し、計画的に経営の高度化を図る認定農業者への誘導を図ります。

ウ 農業経営者としての資質向上支援

新規就農者が就農後に地域の担い手として継続的な農業経営を行っていくため、受け皿となる青年農業者クラブが行う生産・流通・加工等に関する研修会や異業種交流会等の活動を支援し、組織ぐるみの効果的な資質向上を行います。

また、意欲ある農業者に対し、農業大学校、農業研究センター、県立大学等が連携したくまもと農業アカデミーを実施し、農業者のリカレント教育を推進します。

さらには、若手農業者に対して、リーダーシップ、マーケティング、マネジメント等の経営者としての資質を磨いてもらうため、くまもと農業経営塾を実施し、将来の本県農業を担うトップリーダーや地域リーダーの育成を図るとともに、地域農業が抱える課題を自らの課題として捉え、地域農業の維持、発展をけん引する人材を育成していきます。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 農地中間管理機構が行う特例事業を行う法人

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に県が指定した公益財団法人熊本県農業公社は、市町村との連携を図りながら、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を実施します。

なお、地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施します。

2 特例事業の範囲

公益財団法人熊本県農業公社は、農用地等の中間保有・再配分機能を活用し、認定農業者など本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲において特例事業を実施します。

ア 農地売買等事業

農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農地売渡信託等事業

農用地等を売渡すこととする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農地所有適格法人出資育成事業

法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ 研修等事業

農地売買等事業により買い入れた農用地などをを利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

別表1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 類型設定の基準

(1) 個別経営体

①家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

ア 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人

イ 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

②法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンです。

(2) 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すことをとします。

2 モデル経営類型

(1) 個別経営体

①家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稻(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託) 全域	経営面積 田 1,600a 水稻 1,000a 麦 1,200a 大豆 600a	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低成本技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用	田植機(5条:1台) 自脱型コンバイン(5条:1台) 麦・大豆播種機(1台) 乗用管理ピーチル(1台) 動力噴霧機(1台) トラクター(2台) 堆肥散布機(1台) 大豆コンバイン(生産組織) 育苗ハウス(500m ²)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
いぐさ+水稻 平坦地域	経営面積 田 200a いぐさ 200a 水稻 200a	・優良品種「ひのみどり」を始めとする優良品種導入 ・品種の組み合わせによる作型の分散 ・高い加工技術による付加価値の高い高級畳表の生産 ・作業の共同化や機械施設の共同利用による省力・低成本化 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託	掘り取り機(3戸共同1台) 移植機(3戸共同1台) ハーベスター(1台) フォークリフト(1台) 一括泥染装置(3戸共同1台) システム乾燥機(1台) 高性能選別機(1台) 加湿器(1台) 高性能織機(3台) トラクター(1台)		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
葉たばこ+水稻 全域	経営面積 田 360a 葉たばこ 260a 水稻 160a 飼料用米 200a	・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託乾燥施設利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	堆肥散布機(1台) 成畦被覆機(1台) 高架型作業機(1台) 乾燥施設(共同) トラクター(1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
秋冬レタス+水稻 海岸島しょ地域	経営面積 田 330a 秋冬レタス 280a 水稻 200a 繁殖牛 8頭	・レタスと水稻の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・黄色防蛾灯利用による減農薬栽培 ・一部契約による販売(ノーラップ) ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	トラクター(1台) セル苗移植機(1台) マルチャー(1台) 黄色防蛾灯(350a) レタス包装機(1台) 育苗ハウス(200m ²)		
ブロッコリー+冬キ ヤベツ+水稻 平坦地域	経営面積 田 800a ブロッコリー 200a 秋冬キヤベツ 300a 水稻 480a 飼料用米 320a	・ブロッコリー、キヤベツと水稻の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・根こぶ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託	トラクター(1台) セル苗移植機(1台) 動力噴霧機(1台) 運搬機(1台)		
夏秋キヤベツ+冬 春キヤベツ 高冷地域、平坦地 域	経営面積 畑 840a 夏秋キヤベツ 420a 冬春キヤベツ 420a	・条施肥(減肥) ・セル苗の機械移植 ・ほ場排水対策(根こぶ病)の徹底 ・雇用労力の活用(常時雇用、臨時雇用)	育苗ハウス 移植機(半自動1条植え、2台) トラクター(1台) 動力噴霧機(1台)		
ニンジン(冬・春)+ 水稻 全域	経営面積 畑 450a 田 150a 冬ニンジン200a 春ニンジン250a 水稻 150a	・トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・農協共同選果場の利用	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) 洗浄機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)		
カンショ+水稻 全域	経営面積 畑 370a 田 150a カンショ 370a 水稻 150a	・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・天地返し ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター(1台) 畝立てマルチヤー(1台) 動力噴霧機(1台) つる切り機(1台) 研磨洗浄機(1台) 選別機(1台)		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
夏秋ダイコン 高冷地域	経営面積 畑 800a 夏秋ダイコン 800a 繁殖牛 9頭	・マルチでの集約栽培と減肥の徹底 ・作型(作期)の分散と規模拡大による経営の安定 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	トラクター(1台) 真空播種機(1台) 動力噴霧機(1台) 洗浄機(1台) 葉切り機(1台) コンベア(1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
ショウガ 全域	経営面積 田 90a ショウガ 60a	・根茎腐敗病発生防止のため土壤消毒や排水対策、客土、防除を徹底	貯蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台)		
ゴボウ+水稻 平坦地域	経営面積 田 400a ゴボウ 200a 水稻 200a	・作型の分散 ・播種機の利用による省力化 ・水田での作付による障害回避 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	トラクター(1台) ゴボウハーベスター(1台) ルートディガー(1台) トレントチャーワー(1台) 堆肥散布機(1台) 洗浄機(1台)		
肉用牛繁殖 全域	肉用牛繁殖 80頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稻WCSコントラクターの利用 ・広域放牧利用	畜舎(1,200m ²) たい肥舎(291m ²) ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式		
冬春トマト+水稻 平坦地域	経営面積 田 260a 冬春トマト 80a 水稻 180a	・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(常時雇用)	連棟強化型パイプハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
夏秋トマト+水稻 高冷地域	経営面積 田 150a 夏秋トマト 50a 水稻 100a	・共同選果場の利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託	強化型单棟ハウス トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台) 防風ネット 灌水施設		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
冬春ミニトマト+水稲 平坦地域	経営面積 田 250a 冬春ミニトマト 40a 水稻 180a	・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稻の基幹作業は當農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用)	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機(2台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
促成ナス+水稻 平坦地域	経営面積 田 260a 促成ナス 50a 水稻 180a	・耐候性ハウスの導入(一部) ・購入苗の利用 ・水稻の基幹作業は當農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
イチゴ 全域	経営面積 田 30a イチゴ 30a	・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り)	連棟ハウス 暖房機(1台) ハウス自動開閉装置 予冷庫(1台) 育苗施設 灌水施設		
春夏スイカ+秋冬メロン(アールス)+水稻 全域	経営面積 田 250a 春夏スイカ100a 秋冬メロン 50a 水稻 100a	・連棟ハウスは年3作 (スイカ春作+春作植替+メロン秋冬作) ・水稻の基幹作業は當農組織に委託	連棟ハウス 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 灌水施設		
春夏スイカ+ニガウリ、夏秋ナス+水稻 全域	経営面積 田 140a 春夏スイカ100a ニガウリ 20a 夏秋ナス 20a 水稻 100a	・植替えの場合はニガウリ ・植替えしない場合は夏秋ナス ・施肥調整(カリウム減肥) ・水稻の基幹作業は當農組織に委託	連棟ハウス 单棟ハウス 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 灌水施設		
春夏メロン(アールス)+冬トマト+水稻 平坦地域	経営面積 田 250a 春夏メロン 60a 冬トマト 60a 水稻 150a	・作期(秋冬)の分散 ・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・加温30a、無加温30a ・水稻の基幹作業は當農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス 单棟ハウス 暖房機(5台) ハウス自動開閉装置 灌水施設		
春夏メロン(アンデス)+夏秋キュウリ+水稻 全域	経営面積 田 250a 春夏メロン 80a 夏秋キュウリ40a 水稻 160a	・春夏メロン作期の分散 ・キュウリ黄化えそ病対策の徹底 ・購入苗(キュウリ)の利用 ・共同選果(キュウリ)の利用 ・水稻の基幹作業は當農組織に委託	連棟強化型パイプハウス 单棟強化型ハウス 暖房機(5台) ハウス自動開閉装置 灌水施設		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
冬春キュウリ+夏秋 キュウリ+水稻 海岸島しょ地域、全 域	経営面積 田 250a 冬春キュウリ50a 夏秋キュウリ50a 水稻 200a	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス トラクター(1台) 動力噴霧機(2台) 灌水施設	・簿記記帳等の活 用による経営の自 己分析能力の向 上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・家族経営協定 締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等へ 加入 ・労働環境の快 化のための農 業環境の改善 ・農繁期の雇用 確保
夏秋ホウレンソウ+ 水稻 高冷地域	経営面積 田 250a 夏秋ホウレンソウ 50a 延べ250a 水稻 150a	・作型(作期)の分散 ・播種機利用による省力化 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託	単棟ハウス 真空播種機(1台) 灌水施設		
アスパラガス+水稻 全域	経営面積 田 200a アスパラガス50a 水稻 120a	・フルオープンハウス(高温対策) ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	単棟ハウス 動力噴霧機(1台) 灌水施設		
温州みかん 海岸島しょ地域、平 坦地域	経営面積 340a 極早生 80a 早生 140a 普通 120a	・極早生、早生、普通温州の組合せ ・園内道整備及びスピードスプレヤー 防除による省力化 ・シートマルチ及び点滴灌水による高 品質果実の安定生産 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	防風ネット スピードスプレヤー(1台) 予措・貯蔵庫 園内作業道 貯水槽(75t) 灌水施設		
不知火類+河内晩 柑 海岸島しょ地域、平 坦地域	経営面積 200a 加温 30a 屋根掛け 50a 露地 70a 河内晩柑 50a	・河内晩柑と不知火類の組合せによ る経営の安定 ・露地は園内道整備による省力化 ・施設は動力噴霧器による防除体系 ・施設化による収益性向上と労力分 散	単棟・連棟ハウス(80a) 暖房機(2台) 予措・貯蔵庫 園内作業道 貯水槽(50t) 灌水施設		
温州みかん+不知 火類 海岸島しょ地域、平 坦地域	経営面積 300a 温州みかん 極早生 60a 早生 80a 普通 80a 不知火 屋根掛け 30a 露地 50a	・温州みかんと不知火類の組合せに よる経営の安定 ・園内作業道整備及びスピードスプレ ヤー防除による省力化 ・施設化による収益性向上と労力分 散	連棟もしくは単棟強化型 パイプハウス 予措・貯蔵庫 貯水槽 灌水施設 動力噴霧機(1台) スピードスプレヤー(1台) 園内作業道		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
なし 全域	経営面積 150a トンネル幸水20a 幸水 20a 秋麗 20a 豊水 20a あきづき 40a 新高 30a	・早生種から晩成種の組合せによる 労力分散と気象灾害リスクの軽減 ・防除はスピードスプレヤーを利用 ・ジョイント仕立て導入による省力化	ナシ棚(強化棚) 防風ネット 防蛾灯 スピードスプレヤー(1台) スプリンクラー 灌水施設 動力噴霧機(1台)	・簿記記帳等の活 用による経営の自 己分析能力の向 上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・家族経営協定 の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等へ の加入 ・労働環境の快 適化のための 農作業環境の 改善 ・農繁期の雇用 の確保
茶 全域	経営面積 茶 750a	・乗用型茶園管理機の利用 ・共販主体の家族経営 ・荒茶加工施設の5戸共同利用 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	荒茶加工施設 (120K型2ライン) 乗用型摘採機(1台) 乗用型防除機(1台) 乗用型刈払機(5戸共同1 台) 防霜施設		
施設キク(電照) + 水稻 全域	経営面積 田 180a キク 70a 年2作 水稻 120a スイートコーン 30a	・需用期出荷2作 ・家族労働2名と雇用労働力の活用 (臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・黄色輪キク、電照栽培 ・直挿し栽培 ・無側枝性品種導入 ・低温開花性品種導入 ・省力防除技術導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の 取得 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託	強化型ハウス カーテン装置 ハウス暖房機 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 全自动重量選花機 管理機(1台)		
トルコギキョウ 平坦地域	経営面積 田 60a トルコギキョウ 60a	・家族労働2名と雇用労働力の活用 (臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF 苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の 取得	強化型ハウス 育苗ハウス(冷暖房装置 含む) ハウス暖房機(1台) ハウス循環扇 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)		
宿根カスミソウ + 水 稻 全域	経営面積 田 210a 宿根カスミソウ 60a 延べ 120a 水稻 120a	・家族労働3名と雇用労働力の活用 (臨時雇用) ・共販 ・購入苗利用 ・畦波板利用の簡易隔離ベットの利 用 ・耐暑性品種導入での作型拡大 ・灌水(点滴)施設導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の 取得 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託	単棟ハウス 電照施設 ハウス循環扇 隔離ベット 灌水施設 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)		

②法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本設備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稻(主食用米+飼料用米等) + 麦+大豆(+受託)	経営面積 田 3, 200a 水稻 2, 000a 麦 2, 500a 大豆 1, 200a	・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用)	田植機(6条)2台 自脱型コンバイン(6条)2台 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(3台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(2台) 機械倉庫、農舎 育苗ハウス(1, 500m ²)	・経営の自己分析 能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資本 の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入
ニンジン+水稻	経営面積 畑 700a 田 700a 冬ニンジン700a 春ニンジン700a 水稻 700a	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常雇用、臨時雇用) ・選果場整備	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)		
酪農	酪農 200頭	・フリーバーン、搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの発酵TMR利用 ・分娩間隔13. 5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10, 400kg ・雇用労働力の活用(常時雇用)	フリーバーン牛舎 (3, 000m ²) ミルキングパーラー (250m ²) 自給飼料生産機械(一式) 堆肥舎(2, 800m ²) 搾乳ロボット(2基) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式		
養豚	母豚 300頭	・一貫経営 ・農場HACCP認証農場 ・繁殖豚舎(ストール、高床式) ・肥育豚舎(スノコ式、スクレバー利用) ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・供用年雌3年(7産) 雄2年 ・雇用労働力の利用(常雇用)	繁殖豚舎(1, 600m ²) 肥育豚舎(2, 100m ²) 堆肥舎(840m ²) 浄化処理施設(600立米) 作業機械一式		
肉用牛肥育	肉用牛肥育 300頭	・稻WCS、稻わら収穫コントラクタ一利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg(枝肉歩留66%) ・A4等級以上枝肉割合60%以上 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	肥育牛舎(3, 000m ²) 堆肥舎(1, 400m ²) 作業機械一式		
肉用牛一貫	肉用牛一貫 繁殖100頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12. 5ヶ月 ・供用産次7産 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稻WCS、稻わら収集コントラクタ一利用 ・広域放牧利用 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	繁殖牛舎(800m ²) 育成牛舎(124m ²) 肥育牛舎(1, 200m ²) 堆肥舎(1, 000m ²) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本設備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
冬春トマト 平坦地域	経営面積 田 120a	・訪花昆虫の利用 ・施設用地の集積 ・雇用労力の活用(常時雇用、臨時雇用) ・生産工程管理の徹底(GAP)	ビニル(一部耐候性)ハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 堆肥舎(50m ³) トラクター(1台) 灌水施設	・経営の自己分析 能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・休日制の導 入 ・労災保険等 への加入 ・社会保険へ の加 入 ・労働環境の 快適化のため の農作業 環境の改善 ・雇用労働力 の導入
	冬春トマト 120a				
イチゴ 全域	経営面積 田 60a イチゴ 60a	・自家労力4名 ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り) ・定植時期の分散 ・雇用労力の活用(臨時雇用)	連棟ハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 予冷庫 育苗施設 灌水施設		

2 協業経営体

ア 協業経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本設備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
茶 全域	経営面積 3, 000a	・茶生産から荒茶加工まで、5戸の 協業経営 ・高性能の荒茶加工施設の導入 ・乗用型茶園管理機を導入した省 力化管理体系 ・法人経営体を志向	荒茶加工施設 (120K型2ライン) 乗用型摘採機(5台) 乗用型防除機(5台) 乗用型刈機(1台) 防霜施設	・簿記記帳等の活 用による経営の 自己分析能力の 向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等へ の加入 ・社会保険へ の加入 ・労働環境の快 適化のための 農作業環境の 改善 ・雇用労働力の 導入
	茶				

イ 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本設備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稻(主食用米、 飼料用米等)+麦 +大豆(+受託) 全域	経営面積 田 4, 800a	・機械化一貫体系による作業の省 力・低コスト営農 ・品種の組合せによる作期調整 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの 低コスト技術の導入 ・専任オペレータ体制	田植機(6条)2台 自脱型コンバイン(4条)2台 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(2台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(1台)育苗ハ ウス (1, 500m ³)	・経営の自己分析 能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等へ の加入 ・社会保険へ の加入 ・労働環境の快 適化のための 農作業環境の 改善 ・雇用労働力の 導入
	水稻 3, 000a 麦 3, 700a 大豆 1, 800a				

ウ 大規模法人経営（広域農場）

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本設備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
水稻(主食用米、 飼料用米等) + 麦 + 大豆(+受 託) 全域	経営面積 田 100ha 水稻 60ha 麦 78ha 大豆 40ha	・品種の組み合わせによる作期分 散 ・大型機械化体系による作業の効 率化 ・プロックローテーションによる 作業の効率化 ・水稻の一部直播(裏作が大麦作付 の場合)や疎植栽培の組み合わせ	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ピークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機(3台) 堆肥散布機(3台) レーザーレベラー(装置一 式) 育苗ハウス (2,000m ²)	・経営の自己分 析能力の向上 ・青色申告の実 施 ・経営の体質強 化のための自己 資本の充実	・休日制の導 入 ・労災保険等 への加入 ・社会保険へ の加入 ・労働環境の 快適化のた めの農作業 環境の改善 ・雇用労働力 の導入
水稻(主食用米、 飼料用米等) + 麦 + 大豆(+受 託) + 高収益作物 (たまねぎ) 全域	経営面積 田 100ha 水稻 60ha 麦 85ha 大豆 40ha たまねぎ 15ha	・品種の組み合わせによる作期分 散 ・大型機械化体系による作業の効 率化 ・プロックローテーションによる 作業の効率化 ・水稻の一部直播(裏作が大麦作付 の場合)や疎植栽培の組み合わせ ・経営力の強化に向けた経営の多 角化(露地野菜)の導入	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ピークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機(3台) 堆肥散布機(3台) レーザーレベラー(装置一 式) 育苗ハウス(2,000m ²) 播種機(1台) 移植機(2台) 堀取機(1台) 乾燥機(2台) 低温庫(1台) ハーベスター(2台)		

※地域区分について

地域区分は、作物の生育条件に影響のある気温に着目し、おおよそ標高400m以上の地域を「高冷地域」、温暖でほとんど霜の降りることのない海岸部を「海岸島しょ地域」とし、高冷地域、海岸島しょ地域には中山間地域を含みます。また、それ以外の地域を「平坦地域」としています。

別表2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+麦+大豆 全域	経営面積 田 550 水稻 200 麦 350 大豆 350	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除（委託） ・耕畜連携（麦わら・堆肥交換）による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低成本技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託	田植機（4条）1台 自脱型コンバイン（4条）1台 麦・大豆播種機1台 動力噴霧機（1台） トラクター1台	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体质強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
いぐさ+水稻 全域	経営面積 田 130 いぐさ 65 水稻 65	・優良品種「涼風」を始めとする優良品種導入 ・高い加工技術による付加価値の高い畠表の生産 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・稻わらと堆肥交換（畜産農家が無料で堆肥散布）	堀り取り機1台 移植機1台 ハーベスター1台 フォークリフト1台 一括泥染装置1台 システム乾燥機1台 高性能選別機1台 加湿器1台 高性能織機1台 トラクター1台		
葉たばこ+水稻 全域	経営面積 田 160 葉たばこ 100 水稻 60	・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・稻わらと堆肥交換（畜産農家が無料で堆肥散布）	堆肥散布機1台 成畦被覆機1台 高架型作業機1台 乾燥施設1式 トラクター1台		
秋冬レタス+水稻 海岸島しょ地域	経営面積 田 160 秋冬レタス 150 水稻 160	・レタスと水稻の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・黄色防蛾灯利用による減農薬栽培 ・水稻は営農組織へ委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	トラクター1台 セル苗移植機1台 管理機1台 黄色防蛾灯 150a レタス包装機1台 育苗ハウス 動力噴霧機（ブームスプレイヤーも検討）		
プロッコリー+水稻 平坦地域	経営面積 田 200 プロッコリー 200 水稻 200	・プロッコリーと水稻の輪作体系 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） ・圃場の排水性の確保 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	育苗ハウス 移植機1台 トラクター1台 ブームスプレイヤー1台		
ニンジン（冬・春）+水稻 平坦地域	経営面積 畠 150 冬ニンジン 75 春ニンジン 75 水稻 75	・春ニンジンは、マルチ栽培+トンネル栽培 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） ・春ニンジンと水稻、冬ニンジンの輪作体系	トラクター1台 マルチャー1台 堀り取り機1台 収穫機1台 田植機（4条）1台 自脱型コンバイン（4条）1台 動力噴霧機（ブームスプレイヤーも検討）		

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本設備	経営管理の方法	農業従事の態様等
カンショ 平坦地域	経営面積 畠 140 カンショ 140	・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ (ニューオーツ、大麦) ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 ・貯蔵後、順次出荷	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター (1台) 畝立てマルチャー (1台) 動力噴霧機 (ブームスプレーも検討) つる切り機 (1台) 収穫機 (1台) 貯蔵庫 洗浄機 (1台) 選別機 (1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
ショウガ 平坦地域	経営面積 田 15 ショウガ 15	・根茎腐敗病発生防止のため土壤消毒や排水対策、客土、防除を徹底 ・貯蔵後、順次出荷	トラクター (1台) 動力噴霧機 (1台) 管理機 (1台) 貯蔵庫		
ゴボウ+水稻 平坦地域	経営面積 田 71 ゴボウ 71 水稻 71	・ゴボウと水稻の輪作体系 ・稻わらと堆肥交換 (畜産農家が無料で堆肥散布) ・播種機の利用による省力化 ・水稻での作付による障害回避 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用 (臨時雇用)	トレッサ (1台) トラクター (1台) ゴボウハーベスター (1台) ルートディガー (1台) 堆肥散布機 (1台) 洗浄機 (1台) 動力噴霧機 (1台)		
肉用牛繁殖 全域	繁殖牛 21頭	・牛房群飼 ・分娩間隔 12.5ヶ月 ・供用産次 7産	群飼運動スタンション 畜舎 150 (施設パッドック利用) 堆肥舎 58 m ²		
冬春トマト 平坦地域	経営面積 田 17 冬春トマト 17	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置		
夏秋トマト 高冷地域	経営面積 田 27 夏秋トマト 27	・標高 400 m以上 ・購入苗利用 ・共同選果場の利用	強化型单棟ハウス トラクター 1台 動力噴霧機 1台 防風ネット 灌水施設		
冬春ミニトマト 平坦地域	経営面積 田 12 冬春ミニトマト 12	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
促成ナス 平坦地域	経営面積 田 14 冬春ナス 14	・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ 全域	経営面積 田 15 イチゴ 15	・ベンチ育苗 ・パック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
春夏スイカ+ 夏秋キュウリ 平坦地域	経営面積 田 19 春夏スイカ 19 夏秋キュウリ 19	・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・春夏スイカと夏秋キュウリの輪作体系	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置		
春夏メロン+ 夏秋キュウリ 平坦地域	経営面積 田 20 春夏メロン 20 夏秋キュウリ 20	・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・春夏メロンと夏秋キュウリの輪作体系	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置		
春夏メロン+ 抑制トマト 平坦地域	経営面積 田 21 春夏メロン 21 抑制トマト 21	・抑制トマトと春夏メロンの輪作体系 ・黄化葉巻病対策の徹底	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 防虫ネット 循環扇 暖房機 1台 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
冬春キュウリ 平坦地域	経営面積 田 20 冬春キュウリ 20	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス トラクター 1台 動力噴霧機 1台 灌水施設 内張カーテン 防虫ネット 循環扇		
アスパラガス 全域	経営面積 田 18 アスパラガス 18	・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用	単棟ハウス 動力噴霧機 1台 灌水装置 管理機		
温州みかん 平坦地域 海岸島しょ地域	経営面積 270 極早生 75 早生 100 普通 95	・極早生、早生、普通温州の組み合わせ ・シートマルチ栽培 ・スピードスプレイヤーによる防除 ・園内作業道整備 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	防風ネット スピードスプレイヤー 予措・貯蔵庫 園内作業道 灌水施設		
不知火類 平坦地域 海岸島しょ地域	経営面積 65 加温 20 屋根掛け 25 露地 20	・加温、屋根掛け、露地栽培の組み合わせ ・動力噴霧機による防除体系	単棟・連棟ハウス 暖房機 予措・貯蔵庫 園内作業道 動力噴霧機 貯水槽 灌水施設		

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
温州みかん+不知火類+河内晩柑	経営面積 140 温州みかん 極早生 30 不知火 屋根掛け 40 露地 40 河内晩柑 30	・温州みかんと中晩柑の組合せによる経営の安定と労働分散 ・施設化による収益性向上 ・雇用労働力の活用 (臨時雇用)	パイプハウス 予措・貯蔵庫 貯水槽 灌水施設 動力噴霧機 スプリンクラー ^一 園内作業道	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
なし	経営面積 90 幸水 20 豊水 20 あきづき 20 新高 30	・早生種から晩成種の組合せによる労力分散と気象災害リスクの軽減	ナシ棚 (強化棚) 防風ネット 防蛾灯 スプリンクラー ^一 灌水施設 スピードスプレイヤー ^一 運搬車		
トルコギキョウ	経営面積 田 40 トルコギキョウ ・秋冬季出荷 40	・共同育苗 ・初期蒸し込み栽培による燃油コスト削減 ・防湿対策技術の導入 ・適正な植栽密度による品質確保 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労力の活用 (臨時雇用)	連棟ハウス・暖房機 管理機1台 動力噴霧機1台 防虫ネット・循環扇 電照施設一式 灌水装置 ハウス自動開閉装置 トラクター		
平坦地域					